

第8回投資等ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：平成31年2月6日（水）15:00～16:00
2. 場所：合同庁舎4号館2階共用第3特別会議室
3. 出席者：
 - （委員）大田弘子（議長）、原英史（座長）、八代尚宏
 - （専門委員）村上文洋
 - （政府）中村内閣府審議官
 - （事務局）田和規制改革推進室長、窪田規制改革推進室次長、
林規制改革推進室次長、小室参事官
 - （ヒアリング）総務省大臣官房審議官（情報流通行政局担当） 奈良俊哉
総務省総合通信基盤局電波部長 田原康生
総務省総合通信基盤局電波部電波政策課長 布施田英生
総務省総合通信基盤局基幹・衛星移動通信課長 豊嶋基暢

4. 議題：
 - （開会）
 - 議題：電波制度改革のフォローアップ
 - （閉会）

5. 議事概要：

○小室参事官 それでは、規制改革推進会議の第8回「投資等ワーキング・グループ」を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、御多用中、御出席いただき、まことにありがとうございます。

本日は、大田議長も出席しております。また、森下座長代理、飯田委員、角川専門委員が所用により御欠席でございます。

なお、八代委員は15分ほどおくれるとの御連絡をいただいております。

それでは、これからの進行は原座長にお願いいたします。

○原座長 ありがとうございます。

本日の議題は「電波制度改革」です。

この問題については、一昨年（平成30年）の第2次答申などを踏まえ、その後の閣議決定に基づき、総務省の有識者懇談会での検討を経て、本通常国会に電波法改正案が提出されると承知をしております。

本日は、法案の内容について御説明をいただきたいと思います。

では、総務省からお願いいたします。

○総務省（田原部長） 総務省電波部長の田原でございます。お世話になっております。

資料1「電波法の一部を改正する法律案について」に基づいて御説明をさせていただきますと思います。

まず、おめくりいただきまして、1ページ目が法案全体の概要でございます。改正事項として大きく（1）（2）（3）の3点でございます。

まず、（1）は電波利用料の料額等の見直しでございます。（2）は特定基地局の開設計画の認定に係る制度の整備ということで、電波の割り当ての関係でございます。（3）が実験等無線局の開設及び運用に係る特例の整備ということで、新しい機器の試験等を簡単にできるようにしようという規制の見直しでございます。大きくこの3点となります。

内容については、次ページ以降で御説明させていただきます。

なお、この法案は電波利用料の見直しが関係するというところで、予算関連法案という形になります。そういうことで、閣議決定を今月中旬に予定をさせていただいているというものでございます。

2ページ目以降で、具体的に法案の内容を御説明させていただきます。

まず、1点目、電波利用料の料額等の見直しでございます。電波利用料でございますけれども、何に使うのか、それをどう御負担いただくのかということ電波法に規定しております。現行の算定ベースですと620億円程度でございますけれども、31年度からの3年間のベースで750億円相当に増えるということで、これに基づいて電波利用料の見直しを行うものでございます。下に帯表のようなものがございまして、この見直しの際に、電波を使っている状況等に応じてより適正化を図っていく。例えば料額区分の見直しとある帯表の部分でございますが、従来は電波の低いほう、上の帯でございますが、3ギガヘルツ以下の移動・放送系と書いたところを混んでいるとして、電波利用料を高く設定していたところでございますが、昨今、電波の利用が少し周波数の高いほうに移動しております。現在はどちらかというところ470メガヘルツよりも下の部分はニーズが減ってきている。すいてきているということでございます。

また、携帯電話の利用が3ギガヘルツよりも上に伸びてきているということで、全体を見直して、この真ん中の部分、下の段のピンクの部分でございますけれども、470メガヘルツから3.6ギガヘルツという部分の電波利用料を高く設定するような見直しをしているというものでございます。

こういった見直しを行うことによりまして、携帯電話については結果として約2割、放送についてはもう少し負担がふえまして、約3割の負担の増加となるというものでございます。

（2）の部分は公共用無線局からの電波利用料の徴収ということでございますが、公共用無線局につきましては減免措置があり、徴収していなかったり、半分減額となっていた

りする部分が電波利用料の制度上ございますが、非効率なものからはきちんと電波利用料を取るべきなのではないかという御指摘を受けたものでございます。今般、非効率な利用をしていると認められる無線局については、利用料を徴収する仕組みを入れるということでございます。具体的には、私どもは利用状況調査を従来以上に強化していくことにしておりますが、この利用状況調査の結果を踏まえて、審議会にお諮りする形になりますが、非効率と判断、評価をされたものについては、利用料の徴収対象とするような仕組みを入れるものでございます。

(3)は電波利用料の使途の追加でございます。こちらは電波利用料をどういったものに使うかということ法定いたしておりますが、今般、使途の見直しをした結果、2点ほど、従来の使途では読めないのではないかという使い道が出てきているものでございます。

1点目は①の部分でございますけれども、電波伝搬の観測・分析ということで、こちらは現在、情報通信研究機構でやっている事務でございますが、宇宙天気予報というものでございます。太陽フレア等で電離層が乱れるような状況で、無線通信環境が乱されるということの観測とか分析。こういったものについては、電波利用者全体に受益があるということで、電波利用料で対応すべきではないかという御議論を受けたものでございます。

②の部分が地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業でございますが、昨今災害が多いということで、こういった部分の基幹放送に関する設備の二重化等について支援を行うもの。こちらについて新たに追加するというものでございます。

以上、大きく3点の部分が電波利用料の見直し関係でございます。

次のページに行っていただきまして、2点目のくくりでございますが、周波数の割り当て制度の関係になります。2の部分に特定基地局の開設計画の認定に係る制度の整備とございますけれども、その(1)でございます。

既存周波数の利用を促進するための規定の整備ということでございまして、5G等の電気通信業務用の電波の割り当て、開設計画の認定の形で行ってまいります。この5G等の、端的に言ってしまうと携帯電話システムに関するような周波数の割り当てに当たって、基地局の整備計画をチェックするわけでございます。従来は割り当てる電波しかチェックしておりませんでしたが、今回入れようとしている制度は、携帯電話の既に割り当てた周波数をどうきちんと使っているのか、使っていくのかということをあわせて評価するような仕組みを入れるというものでございます。

これによって、既に割り当てられている周波数を有効利用させるということで、携帯電話の場合は次々と新しい電波を割り当てているというような状況でございますので、既に開設計画の認定期間が切れたような部分についてもきちんとチェックを入れて有効利用を図っていくような仕組みを入れるというものでございます。

これが1点目でございます。

2点目の周波数の経済的価値を踏まえた割り当て手続に関する規定の整備という部分でございますが、同じく5G等の電気通信業務用の電波の割り当てに当たって、従来の審査項

目に、新たに周波数の経済的価値を踏まえて申請者が申し出る周波数の評価を追加するというものでございます。

具体的には、新しい電波を割り当てるときに、その割り当てる電波の価値を幾らと評価するかということ申請者に出していただいて、それも含めて評価をする。高い評価額を出していただいた方に、それなりの評価をして加点するというものでございます。そうした上で、他の項目、従来の人口、あるいは面積カバー率のようなものですとか、MVNOの促進などとあわせて総合的に審査する。そういった制度を整備しようというものでございます。

この経済的価値を踏まえた金額でございますけれども、認定を受けた場合は、その額を国庫に納付していただくような制度にしております。その納付していただいたお金、ここでは特定基地局開設料という名前に法律上はしておりますが、その収入はSociety5.0の実現に資する施策ということで、具体的には、電波を使用する高度情報通信ネットワークの整備促進ですとか、そのネットワークに流通する情報の活用による付加価値創出とか、社会的課題の解決促進といった施策に充てていくということを法定するものでございます。開設料を納付していない場合は、開設計画の認定を当然ながら取り消すというような規定も追加いたします。

以上が開設計画の認定関係、電波の割り当て関係でございます。

3点目は調査・研究等用端末の利用の迅速化に関する規定の整備でございますが、昨今、IoT機器とか、ARグラスとか、スマートウォッチとか、新しい電波を使う、無線通信機能を持ったいろいろなデバイスが導入されて、サービスがされています。例えばアメリカではもう使われているけれども、日本の技術基準への適合証明をまだとっていないというものを、ちょっと日本で試したい、評価をしたい、新しい商品化のために試験をしたいというときに、実験試験局の免許をとっていただいたり、あるいは技術基準適合証明の手続きをしていただくことになるわけですが、ここに対する時間がそれなりにかかってしまって、迅速に対応できないというような御要望、もっと簡単にそういった試験ができないかという御要望がある。

そういうことに対応するものでございまして、試験、開発といった目的で、ここでは最大180日としておりますけれども、短期間使う場合には届け出をしていただくことによって、こういった新しいサービスの実験等を行うことを可能とし得るという制度を入れるものでございます。

以上が法改正事項でございます。

4ページ目は参考としてつけさせていただいておりますが、法改正事項ではございませんけれども、周波数の有効利用の関係の施策として、予算額が増えている施策の一つでございますが、電波の利用状況調査の強化あるいは電波を複数のシステム間で共用させる技術の高度化について、しっかりと取り組んでいくことにしているところでございます。

電波法の改正事項及び関連事項については以上でございます。よろしくお願いたします。

す。

○原座長 あとはよろしいですか。ありがとうございました。

電波制度改革につきましては、総務省さんで懇談会を設けて、第2次答申などを踏まえた御検討をいただいた。昨年、7月でしたか、懇談会の報告書案が出された段階で、私たちは改めて議論をし、閣議決定に沿っているのかどうかなどについての議論をさせていただきました。昨年8月に私たちの会議としての意見書を出しております。その意見書は、多くの部分について十分御検討いただけなかったのではないかと、大変残念に思っております。

今日は特に、この国会で提出される法案に直接かかわる部分に関して、ほかにも幾つかあるかもしれませんが、まず、私から2つお伺いをいたします。

まず1点目、返上の仕組みについてでございます。これは資料で言うと3ですね。利用を促進するための規定の整備というところに相当するのだと思いますが、第2次答申を受けての規制改革実施計画で言いますと、周波数の返上などを円滑に行うための仕組みの構築という決定をしております。

その中で、携帯電話についての返上の仕組み、また、携帯電話事業者以外を含むより包括的な周波数の返上の仕組み、この両方について平成30年度中に法案を提出いただくということになっていた。昨年8月の時点で、携帯電話以外のより包括的な仕組みについての御検討がおくれているのではないかと私たちは思ったものですから、ぜひしっかりとこちらについても御検討くださいという意見を出したわけですが、こちらはどうなったでしょうかということが1点目です。

それから、先に2つをあわせて質問してしまいますと、もう一つが電波の割り当てに関してでございます。経済的な価値を踏まえた割り当て手続の規定の整備をいただいているわけです。これも2017年に私たちがどういう議論をしていたのかを改めて振り返りますと、当時から新しい入札の仕組みが必要なのかどうかということについては、相当な議論がございました。

その中で、私たちがずっと申し上げていたのは、新しいニーズが顕在化して、明らかに出てきました、生じましたという段階で、そこから初めて法改正の議論をやっていたのでは間に合わなくなるではないですかと。これから電波の利用ニーズがどんどん高まっていく中で、いかに有効に利用していく環境をつくれるか。これを考えたときに、新しいニーズが出てきたときに、すぐに活用できるような仕組みをつくっておくべきではないか。そんな議論を申し上げて、ここは総務省さんにも合意をいただいたのだと思っております。その前提で、経済的価値を踏まえた新しい割り当て手法の導入について、30年度中に法案の提出をいただくということになったのだと思っております。

その観点で見たときに、今回の準備されている法案でいきますと、特定基地局での、要するに、携帯電話を想定した割り当てに限定した規定の整備がなされるということなのではないかと思っておりますが、これはほかの部分はどうなるのか。それ以外の分野で新し

いニーズが出てきたときにどう対応される法案になっているのかどうか。この2点をまずはお答えいただけるでしょうか。

○総務省（田原部長） 今、御指摘いただいた2点のうち、まずは最初の返上、3ページ目の（1）の関係でございますけれども、携帯電話とそれ以外の部分ということでございます。

携帯電話も含めた形にはなりますけれども、全体として、私どもは、返上という仕組みは従来のPDCAサイクル、特に利用状況調査の拡充をしっかりとやる。チェックをするというところをまずは厚くして、その結果を踏まえて電波の割り当てを見直していく。アクションプラン等をつくって移行をするなり再編をするなり、あるいは一部電波を返していただくなりということをしていくというのが全体の基本と考えてございます。

そういう意味で、利用状況調査の部分はしっかりと私どもも見直してやっていくというような仕組み。実際に利用状況調査で新たな手法を設定したり、重点項目を設定しようというようなことで見直しの検討を進めておりますし、発射状況調査を拡充するというところで、取り組みを進めることとしております。

その上で、携帯電話のところについては、既にそれなりに多くの電波を使っている、新たにまたいろいろ電波を割り当てていくというようなことで、ほかよりもしっかりとチェックをする必要があるだろうということと、あとは5Gの時代になっていきますと、こういったシステムは既存の電波もしっかりと有効活用した上でやっていただかなければいけないというようなことを考えて、ここの部分については、先ほど御説明させていただいた既存の部分の計画も含めて審査するというものについて、こちらについては法律事項として対応するというにしましたものでございます。

ですので、全体として、私どもはこういったチェック、返上の仕組みをしっかりとやらないということは全くなく、法律事項としてはここが残っているということにはなりませんけれども、そのほかについてもしっかりと取り組んでいくということでございます。

そこが1点目でございます。

2点目の部分でございますが、新しいニーズが、これも携帯電話だけではないかという御指摘かと思えます。私どもは今までの経緯等をいろいろと承知しておりますので、法改正の議論としては、携帯電話だけではなく放送、そのほかも含めた形での議論、検討は進めておりました。実際に今回、開設計画のところ、電気通信業務用に結果として限っているということでございます。こちらについては、そういった議論の中で、まず、放送に関する部分でございますが、では、具体的にどのように当面ニーズがあって割り当てるのかというところで、具体的な計画、予定というところが、私どもも関連の検討会等いろいろ議論しているところでございますけれども、直ちにその割り当てのニーズがないというようなことで、法律の議論の際に、法制局との間で私どもがしっかりと説明できなかった。そういうものについては法定すべきではないのではないかという議論もあり、今回、当面近々で割り当ての計画が認められる電気通信業務用・移動通信システムの分でございます。

ますけれども、ここにフォーカスを当てた改正とさせていただいたということでございます。

ただ、私どもも当初申し上げましたとおり、最初から、ほかはもうやらないのかというわけではなく、現時点では、今国会に出させていただく法案という意味では、立法事実的にどうなのかという議論があって、私どもが説明し切れなかったというところがございますけれども、ニーズが出たら、速やかにそういう議論はしっかりとすべきであるという認識はしております。今回の法律案につきましても、見直し条項を規定しております。通常は法を施行すると5年以内に見直すという形になっておりますけれども、3年以内ということで見直しの規定を置いております。

さらに申し上げさせていただければ、電波法は従来も毎年のように改正をしているということで、個人的になりますけれども、私もここ5年で4年ぐらい電波の関係をやっていますが、4年のうち3年は電波法改正をしております。こういったところで、常にニーズには対応している。制度を見直していくという姿勢で取り組んでいきたいとは思っている次第でございます。

ただ、今回の法案をつくるに当たって、私どもの力不足かもしれませんが、その部分が十分に説明し切れなかったということで、引き続きそのニーズの部分の精査等はしっかりとやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○原座長 順番に伺いたいのですが、1点目は返上のほうですが、PDCAサイクルは昔からあったのです。規制改革実施計画を閣議決定したのが平成30年6月ですがけれども、田原さんはずっとやっていらっしゃるから御存じのとおり、平成30年6月の以前からPDCAサイクルは回していらっしゃって、それがあつたことを前提として、携帯電話事業者以外についても包括的な返上の仕組みを導入しますということを決めたのですね。

なので、今の説明は全然説明として成り立たないと思っております。私たちは8月に同じ意見を申し上げました。その後、どう検討されたのかを教えてくださいませんか。

○総務省（田原部長） 法制局において、今回、1点目のところ、5Gのところを割り当ての際に審査をするというようなことで議論をしておりましたけれども、当初はもう少し広く議論しておりました。ただ、それはどういう規定で、どういう観点で、どう整理をするのかというところについて、なぜそこだけそういう計画を、例えば有効利用計画を出させて、それをやっていないときは返上する。そこはこういったニーズがあつてやるのかということが、ここも先ほどの具体的なニーズ云々のところにも関わってくると思っておりますけれども、そういう議論があつて、割り当てに絡んだところで法定事項としないと、これは難しいのかなということで、この5Gの1点目のところはそうなっています。

そういった議論を法制的にはしてきております。結果として、新たな割り当てに当たって、既存のものも絡んで評価しないといけないということで、過去の開設計画の認定期間が切れたところまでやる。これは携帯電話の関係のことでございますけれども、そうなり

ました。

そのほかの部分でございますけれども、確かにPDCAサイクルは従来からございます。利用状況調査も3年に1度やってきているわけでございますし、それを電監審に諮ってアクションプランを立ててやっているということはしておりますが、私どももいろいろ検討してきた結果、そこは必ずしも法定事項ではなくても、今のPDCAサイクルをしっかりと強化することで対応できるのではないかと。形的には免許の際、再免許の際に、十分に使っていないのなら波を減らせとか、個々の普通の無線局ではやっている。携帯電話というのは一定の帯域を一定の面積で占有し続けているということで、多様な電波をたくさん、複数占有しているので、よりしっかりと見なければいけないので、こういう仕組みを入れましたが、ほかの無線局については、個別の一波一波の免許になります。そこについてちゃんと使っていないのであれば、次の再免許のときに、例えば10波を割り当てていたのだったら、10波も使っていないと。7波にしてください、5波にしてくださいという見直しは、これまでもやってきてはおります。

それが3年に1遍では不十分なのではないかとということで、ここは2年に1遍にしようということで、周期を上げます。それでアンケート調査等をして、うそをついたら罰せられるようなアンケート調査なので、きちんと回答していただいていると思いますが、そういう調査だけでも不十分なのではないかとというような御指摘も多々、いろいろ私どもの懇談会でもあったので、そこについては、実際に私どもの施設を使った発射状況調査、あるいは外の施設を借りた同様の調査をする。

どういったレベルだったら有効利用がされていて、どういったレベルだったら、例えば先ほどの10波を5波にしてくれとか、そういう返上にすべきなのかという指標が曖昧なのではないかという御議論もあったので、そこはしっかりとした指標を定めていきましょうと。こちらは今、部内のほうで検討中でございますけれども、既存のものをしっかりと見直して作り直していくことで対応できるのではないかとということで、従来のPDCAサイクルの強化という方向で対応させていただきたいということで、今回、法律事項の中には入っていないというところでございます。

○原座長 それは申しわけないのですけれども、全然だめで、PDCAサイクルを強化するのはもちろんやっていただいたらいと思います。ただ、実施計画は、これは何度も申し上げますけれども、携帯電話についても、携帯電話事業者以外に関しても、両方を含めて法案を提出するということになっていて、これは最初から法制度の議論をしていたのです。

法制的にニーズが説明できなかつたとおっしゃいますけれども、これも全然おかしくて、私たちは、最初からこの議論をするときに、電波の利用ニーズが飛躍的にこれから拡大しますねという前提で、そこはもう共通認識で議論したはずですね。だから、申しわけないのですけれども、これは閣議決定に沿っていないと思いますので、ぜひ早急に御対応いただきたいということです。

この議論だけやっても、ほかの議論ができなくなってしまうので、2つ目の電波割

り当て、周波数の割り当てのほうに移りたいと思います。こちらに関しても利用ニーズだということだったのでありますが、これも繰り返しますが、私たちはずっと共通認識として、新しいニーズが出てきたときに、早急に対応できるような仕組みをつくるべきだということ議論してきて、そこはもう合意をしていたはずだったと思っています。

そこは今回の法案でどう対応されるのですか。

○総務省(田原部長) 先ほど申し上げたことの繰り返しになってしまうのですが、今回、法律事項、手続として規定させていただいたのはこの部分だけでございます。ただ、ニーズが出てきたときには速やかに対応する。法改正を含めてしっかりと対応していくということで、見直し規定を入れたということでございます。

○原座長 ニーズは既にあるわけですね。私たちは放送制度改革の議論の中でも議論をしていましたけれども、V-Highの帯域がある。また、放送大学の跡地の割り当てについても、2020年のオリパラの後なのかもしれませんが、いずれにしても、早急に検討しなければいけないということで、これも放送制度改革の議論の中で閣議決定をして、早急に検討すべき課題だということになっているわけです。なので、ニーズがないなどという話は全然成り立たなくて、ニーズはある前提で御議論をいただいていたのだと思っています。

○総務省(奈良審議官) 私、放送担当の奈良のほうから、今の点について補足説明をいたします。

ニーズを掘り起こすということは、多分、私どもとして、この規制改革会議との関係におきまして、責務だったと思います。そのために私どもは放送を巡る諸課題検討会で分科会を設けて、V-Highを先行して集中的に検討を行っております。これまでもヒアリング等を進めてきておりますが、ニーズを行政の側から作り出すことはできないということですが、いろいろおっしゃるとおり芽はあったので、その芽をいろいろ刺激してというか、話をして、それを何とか実ニーズに起こすというような作業を特にこの2～3カ月にやってきております。

正直に申し上げます、そこは私どもの力不足もあろうかと思いますが、実ニーズにまでなっていないというのが現状でございます。そういった意味で、今回の法改正に間に合わなかったということだと思っておりますけれども、引き続き、私どもの掘り起こしの作業、また、放送大学の跡地の検討もこれから進めてまいります。放送大学の跡地の検討も来年3月という期限を切った宿題をいただいておりますので、それに向かって精一杯やっていきます。そこで何とかニーズを掘り起こして、そのニーズがどういうニーズなのかによって制度は変わっていきますので、そういったことを踏まえて、法改正が必要か、必要ではないかを含めて鋭意検討している。今、そういうステータスにあるということでございます。

○原座長 ニーズという言葉の定義が、ひょっとすると総務省さんと私たちでは違うのかもしれないのですが、電波の有効利用のニーズは間違いなくあるのです。その前提で私たちは合意をして議論をしてきたのだと思います。

なので、ニーズが出てきたらとかを今さら言われても、何をおっしゃっているのだろう

かということでございまして、ニーズはありますから、その前提で制度を早く検討していただきたいということです。

○総務省（奈良審議官） 結局どういう制度設計をするかというのは、ニーズが抽象的な話ではなく、ある程度見えてこないと、私どもとしても作業はできないので、そうなるようにいろいろ話を聞いて、何とかそういう形になるように努力しているところでございます。

○大田議長 御説明いただいた改正法案は、電波制度改革の重要な一歩であると評価しております。

ただ、残された課題がありまして、その1つが、原座長が言われた、新たな割り当て方式が電気通信業務用の周波数に限定された、と。これはいつ、誰が、どこで決めたのかということがわかりません。私どもが行ってきた長い議論、そして閣議決定に至った過程では、そういう限定した議論はしておりませんし、総務省の電波有効活用成長戦略懇談会の中でもそういう議論にはなっていない。先日の総理の施政方針の中でもそういうことは全く言うておられない。それを一体どこで誰が決めたのか。改めてもう一度確認させてください。

○総務省（田原部長） 申しわけございません。

経緯でございますけれども、私どもは昨年夏の答申、私どもの懇談会の報告、その時点で、差別なくというところのスタンスで臨んでおります。そのスタンスで法制局に当たって、制度の議論を開始しています。どういった規定を置けばいいのか、どういうところでどういう規制というか、こういう審査項目を規定すればいいのかという議論を始めました。その過程では、当然のことながら、ざっくり言ってしまえば携帯電話と放送とが両方入っているような状態でございます。

そのこの規定の中で、では、今国会に出すのであれば、例えば今国会で出さなければいけないタイミングでどういったニーズがあるのかということで、それに合わせた形で法制度整備をすべきだということで、法制局の中の議論は進んでいったと認識しています。

そのときに、携帯電話のところは順次割り当てがありますので、そのこのニーズはあるということで、粛々と議論は進んでいます。次に、放送の分野はどうかということで、先ほどの放送跡地の部分については30年中、要は、オリンピックの後に割り当てをするということで議論がされている。まず、オリンピックの後ということだったら、今国会でやる必要があるのかということで、厳しく詰められたというところでございます。

ただ、私どもとしては、ニーズがあるのならばやりたいということで、しばらくそこで議論をさせていただきましたが、なかなかやはり、そこで、どういうプロセスで、どういう規定を置いたら一番いいのかというところがきちんと説明できない。そのこの電波の割り当てをどういう形でするのかということが、残念ながら具体的に説明が私どもにはできなかったのです。そこで、放送は、そこは置いておきましょうと。

もう一つ、移動通信型の開設計画のところの規定がありますので、こちらはやはり電波

があいていて議論もしていますねということで、できるのではないかとということで、枠組み的にも携帯電話と近いということで、こちらについては法制局で同様に入れられるのではないかとということで、議論を引き続き、ぎりぎりまで進めていきました。

ただ、そこで今、奈良から御説明させていただいた利用希望調査をしている中で、具体的にこう使いたいという参入希望が全くない状況だということで、その制度を使ってやる新しいサービスのニーズがないのではないかと。そういったものについて、新しい制度を入れるのはどうなのかというような法律上の立法事実のところの議論になって、それが年末に向かってのところではあります。

そうなったときに、もう時間がなくなった。予算関連法案というのもあり、私ども総務省の都合もありますけれども、予算関連が自治の関係もあっていろいろ多いものでございますので、早く上げないと間に合わなくなるという議論があって、そこはできることからやるしかない。放送はやらないというわけではないので、見直し規定はしっかり置かなければいけないだろうと。ただ、5年などというタイミングでいいのかみたいなことがあって、やはり最低3年以内なのだろうと。3年と言わず、先ほど申し上げましたとおり、電波法の見直しは、3年間何もやらなかったということはありませんので、そのあたりの見直しのタイミングは十分ある。

そこでやっていって、例えば先ほどの拡大の部分であれば、オリンピックの後の話ですので、間に合うのではないかとということで、そこはやらないというつもりは全くなく、やるというスタンスで考えているところでございます。

ただ、私どもの力不足もありますけれども、予算関連法案としてこのタイミング、今年の今国会に間に合わせようとして出す上で、やむなくここに絞らせていただいたということが経過でございます。

以上です。

○大田議長 V-High帯域のように、使用の用途が放送にもなり得るし、通信にもなり得る。こういう周波数がある中で、新たな割り当て方式を電気通信業務用に限定して、それ以外が一律に排除されたと。このことの問題は共有できると思います。

それが時間切れだったということだとすると、今後はどうしていくのか。先ほど奈良さんからは、責務だったけれども今の時点でできていないので、常に対応していきたいということでした。私どもも、6月の答申までにまだ時間がありますので議論していきますが、これについては来年の新たな法改正もお考えだということですね。

○総務省（田原部長） 私どもとしては、そう思っています。

済みません。今の補足ですけれども、放送にも通信にもなり得るということなのですが、そこは御指摘のとおりです。通信用途でもニーズがないということがあるので、少なくともこの1年、通信だと今回の改正でもできるわけですけれども、今、想定されて議論しているその周波数帯をどう割り当てるといことは動かないと思います。今、いろいろニーズ調査をしているのです。いずれにせよ、そういう議論を奈良のところの部署で鋭意進

めていますので、そこは早く出してもらって、それはもう間に合えば、来年の通常国会に臨むというつもりでおります。

○大田議長 もう一点いいですか。先ほどの返上の仕組みのところなのですが、これもPDCAでいいではないかというのは、原座長も言われたように相当違和感があります。要は、PDCAのCの部分の周期を短くしたと。

私どもは、PDCAのAの部分について携帯電話事業者以外にきちんと制度化してくれということをお願いしていたわけですね。この点についても、次のステップで制度化していくということですね。

○総務省（田原部長） PDCAサイクルのところはチェックを強化しようということやってきたというのは、確かに御指摘のとおりでございます。そこについては、きちんとやっていって、その結果、やはりアクションの部分に戻してもらえないとなれば、当然私どもとしては制度整備に取り組みます。

○大田議長 そうですね。それは携帯電話事業者に対する制度と類似の制度を導入するということですね。

○総務省（田原部長） 割り当ての仕方、電波の使い方によって、同じ形になるか。法律ですね。そこはあります。携帯電話は開設計画という個々の免許ではないところで縛っている部分があって、そこがちゃんとやっていないと認定を取り消して、あわせて免許も取り消すことができるような形になっていますけれども、ほかはそういう形になっていませんので、個々の免許の形ですので、そこはどういうふうに取り組むのかという規定の仕方はございます。だから、同じかと言われると、ちょっと違うのではないかと思います。

○大田議長 「類似の」ということになるのだと思いますが、先ほどの新たな割り当て方式と同様に、今後検討していただいて、早ければ来年の法改正にも結びつけていただけるということでしょうか。

○総務省（田原部長） チェックのところの強化は今、やっていますので、そこをすぐ、来年のところに成果を見ながら反映できるかということ、現時点でこれがすぐにできるのかということは、私が明言できないところではございます。

ただ、かといって、ずっとそのままチェックをぐるぐる回しているだけというつもりもございませんので、やはりより法律的に何かの措置をしていくべきであるということであれば、そこは取り組んでいく。

○大田議長 私どもが意見書で申し上げたのは、チェックして問題があったらちゃんとしてくれということではなくて、返上の制度を携帯電話事業者に対してのみ導入するのは制度上のバランスを欠いているのではないかと。したがって、携帯電話事業者以外にも同様の仕組みを導入すべきであるということをお願いしております。

恐らく時間切れというところなのだと思いますが、これについてもやはりバランスのとれた制度ということで、早急に御対応いただきたいと思います。

○原座長 よろしいですか。

法整備のタイミング、少なくとも拡大の跡地に関して考えれば、恐らく次の通常国会でないと間に合いません。また、V-Highについて考えれば、これは既に使われていないので、早急に有効利用をしないといけない状態なのだと思います。

ニーズが出てきませんか、掘り起こしが十分にできていませんとおっしゃいますけれども、そんなことをおっしゃるのだったら、もう総務省さんにお任せをしていたら電波の有効利用はできないということになってしまいますよ。そういうことなので、これはとにかく早急にやらないといけない。本来であれば、このV-Highの部分を念頭に置いた制度設計が今国会で出される法案に出ていないことが大変不適切だと思いますが、来年などと言わずにぜひ早急に検討いただきたいということではないかと思っています。

何かございますか。

○総務省（田原部長） V-Highの部分の電波なのですけれども、確かに今、提案募集をしていただいて、具体的なニーズが見えないということなのですが、ここについては、例えば電気通信業務なのか、放送なのかというもののほかに、V-Highとかが使っている電波は公共業務、災害時ですね。電波の特性上、この辺の電波は遠くに飛ぶということがございます。災害時の対応の利用にすべきなのではないかという御議論もございます。

そこも含めて、しっかりと早くどういう使い方をするのかということを決めないと、要は、経済的価値があるような割り当てなのか、そうではないのかも含めて整理をしなければいけないと私どもは思っています。

いずれにしても、使途は早く整理するというところで、それにあって、経済的価値の部分に適用する必要があるということであれば、その整理をした上で割り当てをするというような姿勢で取り組みたいと思います。

○原座長 ともかくそこは早急にやってくださいということでございます。

もう一つ、別の質問をさせていただきたいのですが、2017年の議論をしていたときに、BSの衛星放送について、チャンネルの新規の参入に際して経済的な価値を反映した入札を検討すべきではないかという問題提起を私たちはさせていただいて、議論をしておりましたが、これはどうなりましたでしょうか。

○総務省（奈良審議官） BSの参入に関しては、まず、制度論を先に申し上げさせていただきますと、周波数の割り当てではないので、そういった意味で、かなりチャレンジングな制度になりますので、それを制度として導入するというのは、まず、いろいろ難しい点があるということが1点。

それと、もともとその議論としてあった話として、特に放送分野の新規参入という議論があったのだと思います。規制改革の答申でもそういう話をいただいております。そういった中で、BSの新規参入をやるときに経済的価値という話をしていくと、かえって参入がしづらくなるのではないかと。そういったことも議論としてあり得るのかなと思っています。

さらに申し上げますと、現在やっている新規参入の議論は、手続的に申し上げますと、

もちろん入りたい人はできるだけ早く入りたいということですので、そういった意味で、なかなか制度的な課題が難しい中で、実際の今、検討している新規参入に関しましては、経済的価値というものは間に合わないということでございます。

○原座長 間に合わないという話はこれまで伺っていないのですが、私たちはなぜこの議論をもととしていたかという、国民の共有財産である電波の有効利用、そのために何をやらなければならないのかという議論をしていたわけです。そのために経済的な価値を考慮した、経済的な価値をベースにした利用を進めるべきではないかという議論があり、その中でこの割り当ての議論もしていたということだと理解しています。

衛星放送については直接チャンネルを持っている放送事業者さんが割り当てを受けているのではないということは、これはもう2年前に議論をしたときもお話を聞いていますし、それは最初から存じ上げているのです。ただ、衛星事業者が直接割り当てて、その先でチャンネルを利用している事業者さんが利用しているにしても、電波を利用されていることは同じですね。なので、その当時も、私たちは経済的な価値を活用した利用について、衛星放送に関しても検討すべきではないかという議論を申し上げて、さらに放送制度改革の議論を、これは奈良審議官とずっと延々とさせていただいて、その後の閣議決定の中でも、衛星放送のソフト事業についての新規参入に関して、より検証をしっかりとやって、帯域の有効利用を図るための仕組みを導入するという、合意をいただいているのだと思うのです。そこはどうなっていますでしょうか。

○総務省（奈良審議官） 済みません。その点の答えですね。申しわけございません。

その点につきましては、現行の放送法上、ソフト事業者を認定するときはいろいろ審査を行いますけれども、更新するときに審査をする権限が総務省にほとんど与えられていないというのが現在の制度です。そういった意味で、一旦認定してしまうと、更新のたびにそういったところをチェックできないというのが正直なところ。そこは今回、先般の規制改革会議でも議論を、私どもでもいろいろ検討をしましたが、そこは周波数の有効利用という観点から、更新のときもチェックできるようにすべきではないかという議論を踏まえて、今回の放送法改正で導入する予定にしております。

済みません。これはまだ検討中ございまして、予算関連法案ではないので、閣議決定は1カ月後を目指しております。現在、部内で検討しておりますけれども、内容としては、そういった内容を盛り込んだ放送法改正案を検討中でございます。

○原座長 確認なのですが、御検討をされている放送法の改正で、新規参入に当たっての経済的な価値の反映は含まれるのでしょうか。

○総務省（奈良審議官） そこは入っておりません。

○原座長 なぜ入らないのですか。それは御検討をお願いしていると認識しているのです。

○総務省（奈良審議官） 周波数の有効利用というところでの宿題はいただいていたと認識しておりますけれども、先ほどの答弁の最初に先走って申し上げましたが、ソフト事業者の認定に関して経済価値を導入することは、周波数の有効利用という議論もも

ちろんでございますが、放送政策という観点から、そもそもなぜ衛星でハード・ソフトの分離が先行し、これだけたくさんのサービス事業者が衛星に参入しているかといえば、そういったニーズもあったのですけれども、ぜひそこに新規参入を入れたいという私どもの放送政策の思いと合致して、そういった意味で、かなり昔からハード・ソフトを分離して、ソフト事業者が多数参入しているという状況がございます。

そういったところが一つ重要な、政策的な意図としてあるわけで、そういった意味では新規参入がしやすいという仕組み、これはぜひ、もともとそうしてございますし、そこは維持したいと考えております。

そういった観点から、先ほどある意味で先んじて申し上げましたけれども、経済的な価値という考え方を導入することは、新規参入を促進していく仕組みとはトレード・オフというのでしょうか、なかなか難しい部分がありましたので、あくまでも今回は周波数の有効活用という点を重視した制度改正を検討しているということでございます。

○原座長 新規参入の促進と経済的な価値とが相反するというのは全く理解できませんが、私たちは逆の議論をしていたと思います。

○総務省（奈良審議官） 新規参入事業者はいろいろな方がおられると思うのですけれども、必ずしも資金量に関係なく、やる気と能力とそういったものがある人がたくさん来るということが新規参入という論点ではいいと考えておまして、そういった意味で、経済的な価値という考え方を導入しますと、それだけ参入のハードルが上がるということかと存じます。

○原座長 何を基準に選ばれるのか。それは現行の基準だという説明だと思いますので、それは結構ですけれども、経済的な価値を含めて判断をされることによって、新規参入が阻害されるとは全く思われません。

あわせて申し上げれば、私たちはBSの話だけではなくて、これも放送制度改革の中での議論ですが、V-Highの帯域についても、放送大学の跡地に関しても、新たなプラットフォームに活用する可能性についても御検討いただきたいという議論をいたしました。そのプラットフォームの上で新規参入を促進することが大変重要なのだらうと思っています。

その新規参入を促進するときに、経済的な価値をベースにした割り当て、これは電波の直接の割り当てではないのですけれども、そういう割り当てがなされることは、当然検討される課題なのだろうと考えて私たちはこの議論をしてきたつもりなのですが、それも今のお話だと違うのでしょうか。

○総務省（奈良審議官） V-Highと放送大学の跡地に関しましては宿題といたしまして、いろいろなニーズがあり得るので、それに対応して広く検討せよということだったと認識しております。そういった意味で、検討を進めております。

したがいまして、今、原座長がおっしゃった点を、新規参入とか、そうではなくて、経済的な価値云々みたいな議論で、そこは検討の要素として入り得ると思うのですけれども、衛星放送の分野に関しましては、あくまでも周波数の有効活用という観点から検討せよと

いう宿題でございましたので、今、私が申し上げたような検討が進んでいるということでございます。

逆に言うと、V-Highとか放送大学の跡地の利活用に関しまして、経済的価値云々という論点を全く排除してございません。

○原座長 それは議論の流れを分断してお話をされていて、衛星放送についての議論をする前に私たちは2次答申を出して、その中で、電波の利用に当たっては、経済的な価値をベースにしましょうという議論をしていたのです。その前提での議論なのです。今、お話しになったことは、これまでの議論とは相反していると思いますので、ぜひ引き続き御検討をちゃんといただきたいと思います。

○総務省（奈良審議官） やはり御指摘のところは、新たな周波数の割り当てというところだと思います。そういった中で、経済的価値云々という議論をされてきたのだと思います。少なくとも今回やるBSは、たまたま空きが、今いる人が幅寄せをしてやるという話であって、新規の周波数の割り当てではございませんので、そういった意味での議論のそこはあるのかもしれませんが、少なくともV-Highと放送大学の跡地については、まさに新たな割り当てになりますので、経済的価値云々という議論は当然検討の中に入ってくるということでございます。

○原座長 ずれていたもので、引き続き閣議決定に沿って検討してくださいということなのですが、質問をさせていただくと、V-Highについては利用ニーズの掘り起こし中で、まだ不明だということはわかりました。

拡大の跡地については、どういう形での利用形態を想定されているのでしょうか。

○総務省（奈良審議官） これからの検討になるということございまして、いろいろこの場でも議論があったと思います。いろいろな形があり得ると思っております、そういった意味で、どういう形というのは、余り先入観を持つことなく、幅広く検討をこれからしていきたいと思っております。

○原座長 拡大の跡地についても、閣議決定で何を言っているかという、新たなプラットフォームへの活用の可能性についても検討いただくことになっています。いろいろな活用方法があるのは最初から存じ上げていて、その中で、新たなプラットフォームへの活用も検討してくださいということをお話し申し上げました。これは閣議決定しました。

平成30年度中に検討をスタートして、31年度までに結論を出す。これは当然もう31年度に早急に結論を出していただかないと間に合わないと思いますが、今の時点で全く検討を、閣議決定をした後は進んでいない。されていないということのように聞こえたのですが、30年度中なので、もうしばらく時間がありますから、ぜひ私たちのこれまでの議論と閣議決定に沿った形で検討を早急に行っていただけたらと思います。

○総務省（奈良審議官） 閣議決定に書かれておりますプラットフォームの可能性を含めて、今後鋭意検討してまいります。

○原座長 どうぞ。

○大田議長 別の点でいいですか。周波数の経済的価値を踏まえた割り当て方式ですけれども、申請者が申し出る周波数の評価額について、最低価格を設けるのでしょうか。

○総務省（田原部長） 今回、オークションではない。競り上げはしないというふうに思っていますので、最低価格というものは設けるべきではないだろうと。ただ、では、ここは幾らなのですかと素で聞いてもきちんと答えられないということがあるので、私どもとしては、同じような電波のときに、オークションなりいろいろな取り組みが海外ではございます。そういったところの状況とか、オークションのお話はここでも出ていますけれども、そういう調査は引き続きして、分析はしておりますので、そういうものを踏まえながら、例えば今度割り当ててこの帯域、この幅だった場合はどのぐらいの価値があるのではないかというような、指標となるような数字は示した上でお出しいただくという形は考えております。

○大田議長 私どもも意見書で、価格競争が実質的に余り意味を持たないような制度になってはいけないという懸念を示しております。開設指針に審査の基準を定めるとしておられますが、価格競争の要素をしっかりと盛り込んでいただきたいと思っております。

もう一点だけ、今回の改正法案の中には、段階的インセンティブの導入は含まれておりません。これも私どもは意見書で、「周波数移行を促すインセンティブの仕組みの構築については関係事業者の意向を聞くにとどまっており、十分な検討がなされたとは評価できない」ということを指摘させていただいたのですが、今の制度のもとで周波数の移行は十分に進むとお考えでしょうか。

○総務省（田原部長） 現状で取り組んでいるものにかかわっている、携帯電話事業者側と移行する側ですね。公共業務も今は含めていますが、そこで、今のところで何ら問題がありますかというようなことは逐次聞いています。問題があればいつでも言ってくれと。そういったものについては我々も見直し、究極はそれこそ法律の改正。調整の上で問題になったら、そこに入ってきちんとやる。そういうことで、しっかりやろうということでございますけれども、現在進めている周波数の移行を見ていると、1.7ギガヘルツと3.4ギガヘルツの2カ所でやっておりますが、ここはかなり実際には柔軟にやっていたいただいて、円滑に取り組みは進んでいるというように聞いております。どちらからもそう聞いていますので、現状やっているところで、今の制度上の問題はないのではないかとすることは、この前の、私どもの懇談会後の評価でも、そこは変わっていないところでございます。

次に、そういう再編を促して割り当てるところの新たな割り当てがまだ全然見えていない。今は5Gの割り当てをしておりますけれども、5Gは結構たくさんの電波を使うので、再編ではなくて共用をしてくださいと。電波の周波数が高いこともあって、すみ分けが結構できるということで、共用してくださいということで、周波数共用の仕組みの議論は別途予算もつけてやっておりますけれども、そちらはやっていきます。再編のところで見えるものが今はないので、具体的な、新たに例えばこういったシステムとこういったシステムの再編をしなければいけない。そんなところがあったら、そこで今の制度のやり方

が十分なのか、どうなのかということは評価をいたします。

やはり何か新しい仕組みが必要なのではないかということになれば、当然そこで制度を整備していきます。

○原座長 八代先生。

○八代委員 一つだけ確認で、先ほど奈良さんが言われた、経済的価値を重視すると資金力に富んだ業者が有利になり過ぎるというような御発言をされていたと理解したのですが、そうすると、大事な新規参入が損なわれるから、そういう経済的価値だけで判断してはいけない。そういう御趣旨ですか。

○総務省（奈良審議官） はい。

○八代委員 そうすると、資金力に乏しくてもすぐれた事業者は新規参入をすべきだというときの、何がすぐれているかという基準はどうやって決めるのかがちょっとよくわからないのですが、教えていただければと。

○総務省（奈良審議官） そこは現在、さまざまな審査基準がございますけれども、最低限の事業を実施するだけの資金量があるのかとか、確実な事業の実施、放送をやる計画があるのかとか、そういった現状の基準で選定していくことになります。

○八代委員 ただ、一般の理解では、最もすぐれたビジネスモデルを持っている事業者が、それだけ多くの資金調達をできて、新規参入ができるということであれば、それを奈良さんが判断されるか、市場が判断されるかというときに、非常に不透明になってしまわないかどうか。だから、なぜ資金力に物を言わせて能力の低いところが新しい周波数をとってしまうというような形で考えられるのか。もし市場をきちんと尊重されるのであれば、最もすぐれたビジネスモデルを持っている事業者が最も多くの資金を集めて、経済的価値だけでも十分判断材料になるのではないか。それがなぜできないか。経済価値を持っているのは、どちらかといえば劣った事業者だというような基準があるのかどうか。

今、お聞きしても、最低限の資金力が必要だということですが、それであれば、最低限以上でより資金力を持っているほうがすぐれた事業者だというふうに考えられないのかどうかということですね。

○総務省（奈良審議官） まず、2つあえて申し上げるとすれば、私が先ほど議論をして、今議論をしようとしているのは、周波数の割り当てではなくて、私どもは認定という言い方をしておりますが、衛星放送事業者への行政上の確認行為のことになります。

これに関しては、経済的価値を反映して云々というのは、ほかの分野では、私が不勉強なのか、これまでは余り例を聞いたことがない。新規の行政ベクトルだと思います。そういった意味で、検討するのはなかなか難しいということを申し上げました。

加えて新規参入の話を今、八代先生とやらせていただいておりますけれども、資金量があるほうがいいコンテンツをつくれるという話と、資金量はないけれどもいいコンテンツをつくれるところは、多分、どんどん議論していくと神学論争になっていくおそれがありますので、まずは衛星放送という、地上放送とは違う非常に新しい放送メディアにあって、

できるだけ新規参入を入れようとするときに、最低限の事業計画は見ますけれども、より多くのお金を持っている人にあげるということは、私どもとしては、それは新規参入促進にはならないのではないかと考えて、これまでも行政をやってきているし、今後もやっていく。そういうことでございます。

○八代委員 ありがとうございます。

別にこれ以上踏み込みませんが、たくさん資金量を持っている人がいいビジネスモデルをつくれると私は言っていないので、いいビジネスモデルをつくれる人がたくさん資金量を集められるという、因果関係は逆です。

それから、それを新しい行政だと言われましたが、私が言えば極めて古い産業政策で、経産省が昔からやっていた、役人のほうが民間人よりもどの事業者が優れているかの判断力が正しいという考え方に基づいている、決して新しいものではないと思っております、以上です。

○原座長 全く同じことを繰り返しますけれども、奈良さんのようなお考えではなく、経済的な価値に基づいて電波の利用を進めましょうという議論をこれまでやってきたのだと思っておりますので、ぜひそこは引き続き議論をさせていただきたいと思えます。

今日はもう大体時間になってしまいました、村上さん、よろしゅうございますか。すみません。

今回、御提出される法案に関しては、これは重要な前進だと思っておりますので、ぜひ早急に進めていただければと思います。一方で、残されている課題が幾つかあることも今日の議論の中でも改めて明確になったと思えます。

電波の割り当てに関して携帯電話以外の部分をどう考えるのか。これは今、お話があったような衛星放送や新たなプラットフォームでの電波の利用も含めてということになると思いますが、その割り当て、電波の利用に関して、どういった仕組みをつくっていくのか。これはもう早急に検討していただかないと、放大地の問題もありますし、V-Highに関しては現在、有効に利用されていないわけですから、早急にやらないといけないということだと思えます。

それから、周波数の返上の枠組みに関しても、これも田原さんと今、残念ながら合意には至らなかったのかもしれませんが、PDCAサイクルの強化、これまでされてきたことの延長ということではなく、新しいアクションをとるための仕組みの導入に関して、これも早急に御検討いただきたいと思っております。

今回は、検討が間に合っていないということだと思えますけれども、ぜひ早急に検討を進めていただけるように、この会議でも引き続き議論をさせていただければと思います。よろしく願いいたします。

よろしいですか。

○小室参事官 それでは、次回の当ワーキング・グループの日程につきましては、事務局より追って御連絡を申し上げさせていただきたいと思えます。

○原座長 ありがとうございました。